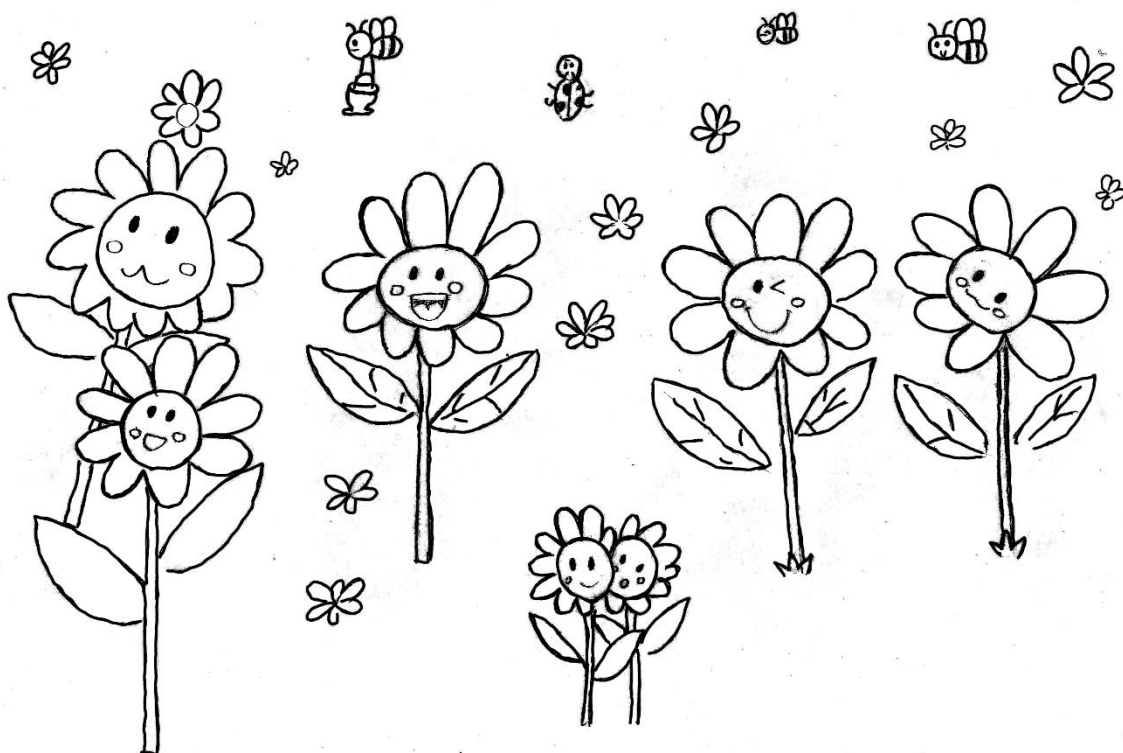


第5期

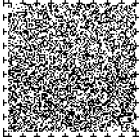
茅ヶ崎市障害者保健福祉計画

《平成30～32年度》



平成30年3月

茅ヶ崎市



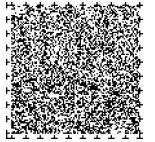
目次

本計画の概要.....	1
本計画において取り組むべき課題.....	2
本計画の全体像.....	6
施策の具体的な展開.....	10
障害福祉計画にかかる成果目標及び見込み量.....	13
障害児福祉計画にかかる成果目標及び見込み量.....	19
本計画の推進.....	21

○元号の表記に関する注意点

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31 年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位なされます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、本概要版の作成時点（平成 30 年 3 月時点）においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本概要版における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

本概要版の表紙絵、および本文中の挿絵は、障害者就労支援施設を利用している障害者が描いたものです。



本計画の概要

1. 本計画策定の趣旨

茅ヶ崎市（以下、「本市」）では、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「第 4 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」（以下、「前計画」）を策定し、「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」という将来像の実現に向け、様々な施策・事業を展開してきました。計画策定から 3 年が経過し、前計画に盛り込まれた多くの事業について、一定の成果が得られたものの、課題も明確となりました。

そこで、前計画に定める目指す将来像や基本理念を継承しつつ、障害者を取り巻く環境の変化への対応に向けて、求められる障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間を計画期間とした「第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」（以下、本計画）を策定します。

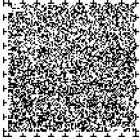
2. 本計画の実施期間

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と改正「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画、改正「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画という 3 つの計画を一体的に策定するものです。

本計画の期間は、平成 30 年度～平成 32 年度の 3 年間とします。

図表 1 本計画の期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	第 4 期			第 5 期		
市町村障害者計画			見直し			見直し
市町村障害福祉計画			見直し			見直し
市町村障害児福祉計画			新規策定			見直し



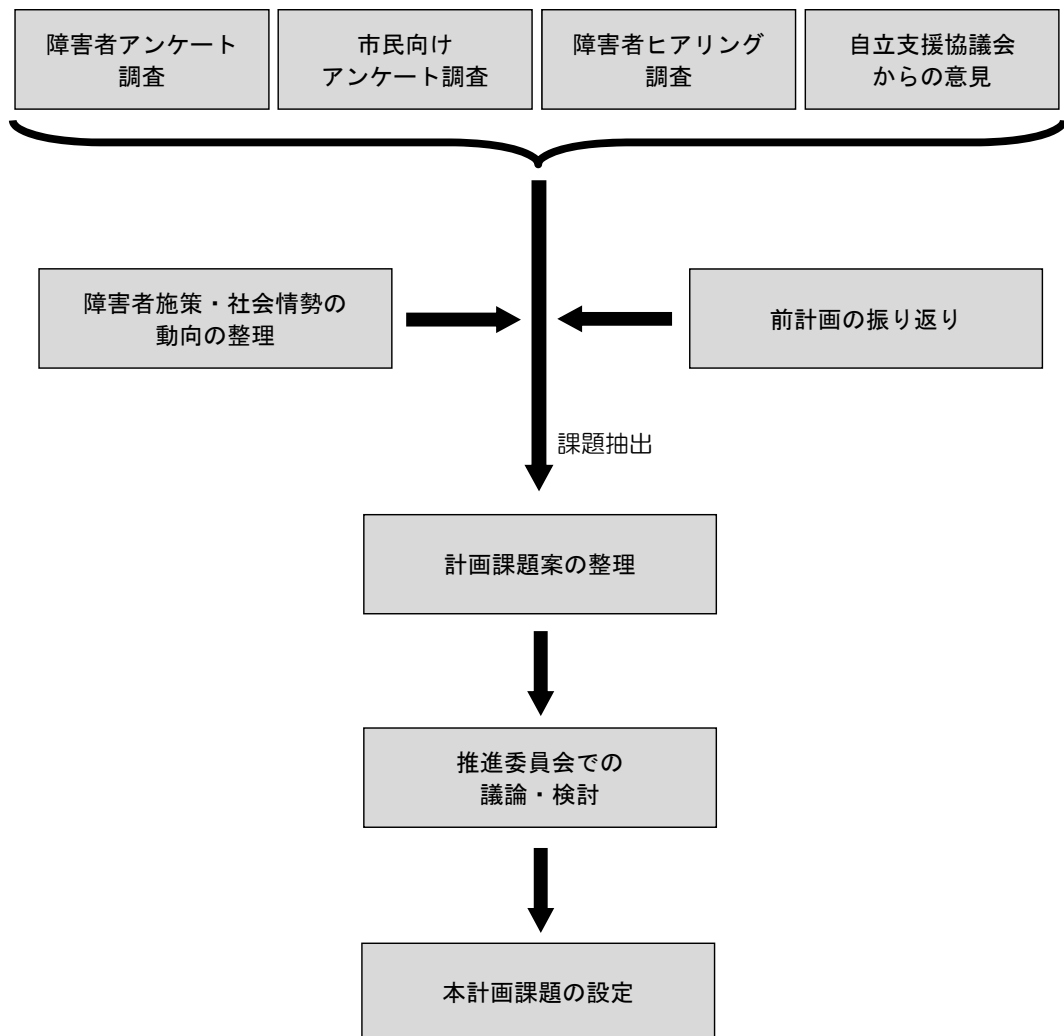
本計画において取り組むべき課題

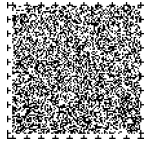
1. 課題抽出のプロセス

本計画の策定においては、障害者アンケート調査や市民向けアンケート調査、障害者ヒアリング調査、自立支援協議会からの意見等により、障害者施策に対するニーズや施策における問題点を把握しました。また、国の障害者施策や社会情勢の動向の整理、前計画の振り返りを実施しました。

これらの調査結果等を踏まえて計画課題案を整理し、同案に関する推進委員会での議論を通じ、最終的に本計画において取り組むべき課題を設定しました。

図表 2 課題抽出のプロセスのフロー図





2. 本計画において取り組むべき課題

基本方針1 身近な地域の支援体制の強化

1-1 『知る』

- 施策やサービス内容に関する情報が必要な方に十分に届いていないことを踏まえ、新規及び既存施策のさらなる周知・啓発が求められます。
- 障害種別や年齢によって情報入手方法が異なることから、障害特性等に応じた適切な情報提供・発信方法を検討することが求められます。

1-2 『相談する』

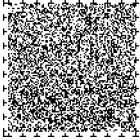
- 相談支援そのものに対するニーズが多いほか、身近ですぐに相談できることや、障害特性を十分に理解した相談相手等に対するニーズも多いことから、相談先の専門性・利便性・多様性の向上を図ることが求められます。

1-3 『理解を深める』

- 障害の特性や外見から分かりにくい障害に対する理解に遅れがみられることから、市民における障害特性に関するさらなる理解の促進が求められます。
- 市民と直接接する機会が多い行政職員に対する、障害・障害者に関する意識啓発が求められます。

1-4 『育てる』

- 多様な障害特性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められます。
- 当事者がライフステージの早い段階で適切な支援機関につながることを可能にするだけでなく、保護者の知識や支援スキルを高める機会や場の提供が求められます。
- 市民の自発的な障害理解への取り組みを促すことを目的に、障害の有無に関わらず、市民が交流し、また障害者の抱える問題等を話し合える交流機会の創出について検討することが求められます。



基本方針2 障害者の健康を支える体制の強化

2-1 『すこやかに生きる』

- 障害のために医療サービスを受けることが困難となるような状況を改善し、身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備が求められます。

基本方針3 障害者の生活基盤の強化

3-1 『住まう』

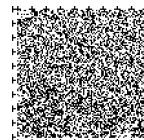
- 地域移行の推進や障害種別の違いによるサービスの格差解消のため、障害特性に応じた多様な住まいの確保が求められます。
- 生活を送る上での様々な不安や困り事を解消するため、地域での生活を支える見守り支援や相談対応の充実が求められます。

3-2 『生活する・利用する』

- 障害者の自立を支援するため、当事者のニーズを踏まえた福祉サービスの質と量の拡充、および利用の柔軟化が求められます。
- ライフステージの移行に伴うニーズの変化に対し、関係機関が連携した切れ目のない支援を行うことが求められます。
- 公的サービスと家族、介護者が複合的に障害者を支えている現状を踏まえ、介護をする家族の負担軽減のための取り組みが求められます。

3-3 『人権を守る』

- 「障害者差別解消法」の施行を踏まえ、障害理解と「合理的配慮」に関する意識の醸成に向けた取り組みが求められます。
- 障害者本人の権利が守られるよう、障害者の人権を守るための施策や意思決定支援のための施策に関する周知・啓発が求められます。



基本方針4 社会参加と自己実現への支援

4-1 『働く』

- 障害者の就労機会の拡大に向けて、企業側の理解促進を図る必要があります。
- 職場や就労における様々な問題の解決のため、就労後のフォローも含めた相談支援体制の強化を図る必要があります。

4-2 『社会参加・交流』

- 地域との関係づくりのため、障害者の社会参加時の阻害要因を整理し、当事者の参加意欲を高め、身体的な負担を軽減する対策を講じることが求められます。
- 障害者の社会参加の促進に向けて、地域で安心して参加できる居場所づくりについて検討を行う必要があります。

基本方針5 障害のある子どもの成長支援

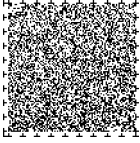
5-1 『学ぶ』

- 障害の早期発見や適切な療育機会の提供等、就学前から就学後までの切れ目のない支援のあり方について検討を行う必要があります。
- 教員の障害児教育に関する専門性の向上と障害理解の促進に向けた取り組みが求められます。
- 障害児の地域社会との関係づくりや保護者の送迎負担の軽減を図るために、身近な場所で専門的な教育が受けられる環境の整備が求められます。

基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

6-1 『安心して暮らす』

- 障害者が地域で生活し、様々な場面で社会参加するために、当事者の意見を踏まえたバリアフリーを進め、障害者が安心して生活できる地域づくり、まちづくりを進めていくことが求められます。
- 障害者が地域で安心して生活できるよう、災害時における避難誘導・支援継続のための仕組みづくりが必要です。



本計画の全体像

1. 基本理念と目指す社会像

本市で初めて策定された「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」（平成10年3月策定）では、計画の目的を「障害者の『完全参加と平等』の推進」としました。そして、この目的を達成するために、3つの基本理念と本市の目指す将来像を定めました。

この基本理念と将来像は、障害者を含むすべての茅ヶ崎市民にとって普遍的なものであることから、本計画においてもこの基本理念と将来像を継承し、より一層発展させていくこととします。

基本理念1 人権の尊重

障害のある人も障害のない人と同じ感性と権利を持つ人間であり、同じ茅ヶ崎というまちで「ともに生きていく」仲間であるという、当然の考えを前提にした福祉活動を推進します。

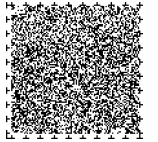
いろいろな人たちが、いろいろな生き方をされていて、いろいろな形で触れあっていくまちこそが、当たり前前のまちであるという意識の浸透に努めます。

基本理念2 ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン理念の浸透

障害のある人もない人もお互いに尊重しあいながら、社会の一員として地域でともに生活する社会こそ当たり前前の社会であるという、ノーマライゼーションの考え方や、障害の有無や種別に関係なく、その地域社会を構成するすべての人々を受入れ、包み込んでいくというソーシャル・インクルージョンの考え方について、茅ヶ崎市民の共通理念になるよう、周知徹底を図ります。

基本理念3 主体性・自主性の確立

障害者が、自分の住んでいる地域でその人らしく生きていくために、障害者自身がそれぞれに持つ能力や特性に応じて、地域の大切な一個人として、主体性や自主性を確立できるよう支援します。

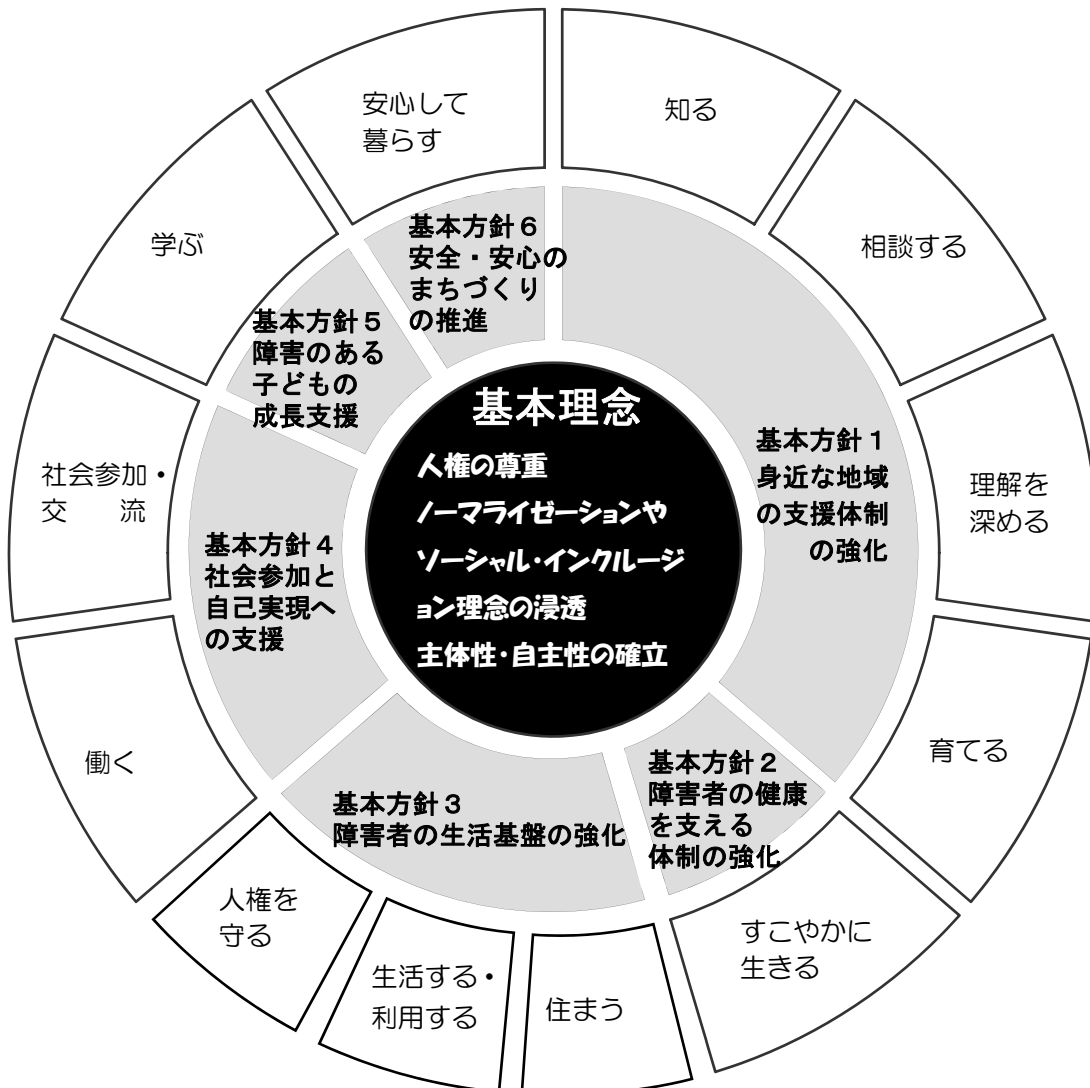


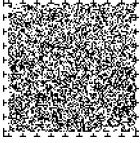
本市の目指す将来像

お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく
生きがいのある暮らしを実現できるまち

本市の目指す将来像を達成するため、本計画の柱となる6つの基本方針に沿って、障害者の日常的な暮らしの要素に基づいた「施策の方向性」を設定します。この施策の方向性に沿って、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、事業の重点化を図ります。

図表 3 基本方針と「施策の方向性」





2. 基本方針

本市の目指す将来像を達成するため、本計画においても、前計画を継承し、以下の6つの基本方針に基づき、より障害者等のニーズを踏まえた施策を展開していきます。

基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化

- 障害者とその家族が安心して生活できるよう、適切な情報の入手と継続的な相談支援体制の強化を図ります。
- また、外見からでは分かりにくい障害に対する市民の一層の理解を推進します。
- さらに、市民による障害者施策への協力を促すとともに、ボランティア、NPO、関係団体等との連携強化に取り組みます。

基本方針 2 障害者の健康を支える体制の強化

- 障害者とその家族のすこやかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。

基本方針 3 障害者の生活基盤の強化

- 障害者とその家族が将来に渡って現在の居住地で安定した生活を営めるよう、住まいの確保に向けた支援を行うとともに、日常生活を支える福祉サービスの充実を図ります。
- また、日常生活の様々な場面において、障害者が自身の意思に基づく選択・決定ができるよう、障害者の権利擁護や意思決定支援の充実を図ります。

基本方針 4 社会参加と自己実現への支援

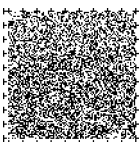
- 障害者が社会の一員として地域で生活できるよう、企業等への就労や職場定着、社会参加を支える環境づくり、地域の中での交流機会の拡充を図ります。

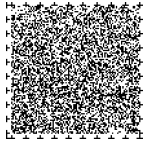
基本方針 5 障害のある子どもの成長支援

- 障害児の健全な成長を支援するため、保育・療育、教育に関する体制の拡充、障害児やその保護者が活用可能な各種サービスの周知、相談対応の充実を図ります。

基本方針 6 安全・安心のまちづくりの推進

- 誰もが安心して地域での生活を送れるよう、障害にも配慮した都市施設の整備と防災のまちづくりを推進します。





3. 施策体系

〈計画の基本理念〉

1. 人権の尊重

2. ノーマライゼーション
やソーシャル・インクル
ージョン理念の浸透

3. 主体性・自主
性の確立

〈本市の目指す将来像〉

お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち

■基本方針■

■施策の方向性■

■主要施策■

基本方針1
身近な地域の
支援体制の強化

1-1 知る
1-2 相談する
1-3 理解を深める
1-4 育てる

1-1-1 多様な方法による情報の提供
1-1-2 障害特性を考慮した情報入手への支援
1-2-1 身近な相談窓口の充実
1-2-2 相談支援体制の強化
1-3-1 障害の理解を促す市民啓発の充実
1-3-2 福祉教育の推進
1-4-1 障害者福祉に関わる市民活動の充実
1-4-2 福祉人材の育成

基本方針2
障害者の健康を
支える体制の強化

2-1 すこやかに
生きる

2-1-1 障害の早期発見・支援体制の充実
2-1-2 地域医療体制の充実
2-1-3 医療にかかる経済的負担の軽減

基本方針3
障害者の生活基盤
の強化

3-1 住まう
3-2 生活する・
利用する
3-3 人権を守る

3-1-1 多様な住まいの確保
3-1-2 地域で住み続けるための支援の充実
3-2-1 日常生活を支援する福祉サービスの充実
3-2-2 障害者の外出支援の充実
3-3-1 権利擁護制度の利用促進
3-3-2 障害者への差別及び虐待防止の普及啓発

基本方針4
社会参加と
自己実現への支援

4-1 働く
4-2 社会参加・
交流

4-1-1 就労意欲の高い障害者への支援
4-1-2 障害者雇用の普及促進
4-2-1 多様な活動への支援
4-2-2 障害者自身の活動意欲の向上

基本方針5
障害のある子ども
の成長支援

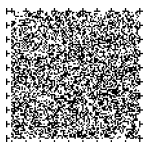
5-1 学ぶ

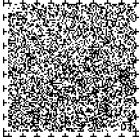
5-1-1 療育体制の整備
5-1-2 保育、教育における支援の充実

基本方針6
安全・安心の
まちづくりの推進

6-1 安心して
暮らす

6-1-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
6-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備
6-1-3 災害から障害者を守る体制の強化





施策の具体的な展開

障害者の日常的な暮らしの要素に基づいた「施策の方向性」に沿って、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、事業の重点化を図っていきます。

基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化

施策の方向性 1-1 [知る]

今後 3 年間ににおける重点事業	
最新情報の提供体制・提供手法の検討	意思疎通支援の充実

施策の方向性 1-2 [相談する]

今後 3 年間ににおける重点事業	
発達障害支援に関する専門性の強化	相談支援事業所の活動の充実
コーディネーター配置事業の推進	切れ目のない支援体制の構築

施策の方向性 1-3 [理解を深める]

今後 3 年間ににおける重点事業	
障害特性に対する市民の理解促進	行政職員への障害特性の理解促進
ヘルプマークの普及啓発	福祉教育プログラムの活用・開発

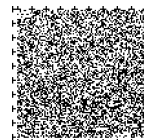
施策の方向性 1-4 [育てる]

今後 3 年間ににおける重点事業	
ボランティア・NPO 団体の活動支援	福祉人材の育成支援
保健・医療人材の育成支援	在宅医療介護連携推進事業の推進

基本方針 2 障害者の健康を支える体制の強化

施策の方向性 2-1 [すこやかに生きる]

今後 3 年間ににおける重点事業	
切れ目のない支援体制の構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
身近な「かかりつけ医」の普及促進	在宅医療介護連携推進事業の推進
市立病院における病診連携の充実	



基本方針3 障害者の生活基盤の強化

施策の方向性 3-1 【住まう】

今後3年間における重点事業	
共同生活援助（グループホーム）の整備促進	安心生活支援事業の充実
自立支援協議会当事者部会の立ち上げ	相談支援事業所の活動の充実

施策の方向性 3-2 【生活する・利用する】

今後3年間における重点事業	
安心生活支援事業の充実	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
地域生活支援拠点の整備	身近な場所での短期入所等の受入体制の整備
福祉サービスの質と量の確保	地域の見守り体制の充実
ヘルプマークの普及啓発	移動の支援への対応

施策の方向性 3-3 【人権を守る】

今後3年間における重点事業	
意思決定支援の充実	成年後見制度の人材基盤の拡充
成年後見制度の利用支援	「ともに生きる社会かながわ憲章」との連携
「障害者差別解消法」と合理的配慮に関する普及啓発	「障害者虐待防止法」の周知と相談体制の確立

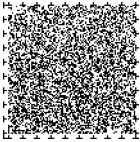
基本方針4 社会参加と自己実現への支援

施策の方向性 4-1 【働く】

今後3年間における重点事業	
就労定着支援の充実	湘南地域就労援助センターの活動の充実
企業への意識啓発と雇用の促進	

施策の方向性 4-2 【社会参加・交流】

今後3年間における重点事業	
地域行事への障害者の参加促進	スポーツ活動の充実と参加促進
障害者スポーツの場の確保	社会交流活動の支援



基本方針5 障害のある子どもの成長支援

施策の方向性 5-1 [学ぶ]

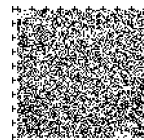
今後3年間における重点事業	
切れ目のない支援体制の構築	重度の障害児に対する発達支援の充実
インクルーシブ教育の推進	

基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

施策の方向性 6-1 [安心して暮らす]

今後3年間における重点事業	
施設等のバリアフリー化の推進	学校施設のバリアフリー化の推進
バリアフリー基本構想による取り組みの推進	避難行動要支援者名簿の提供と活用
NET119緊急通報システム	避難確保計画の作成支援
福祉避難所の確保	医療救護所の設置





障害福祉計画にかかる成果目標及び見込み量

1. 障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

本市では、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、平成 32 年度末における成果目標を以下のように設定します。

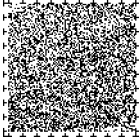
項目	数値	考え方
地域生活への移行者数 (A)	6人	平成 28 年度末時点の施設入所者数の <u>4.1%以上</u> が地域生活へ移行する。
施設入所者数 (B)	142人	平成 28 年度末時点の施設入所者数から <u>2.0%以上</u> 削減する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障害者の地域移行を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成 32 年度末までに本市に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

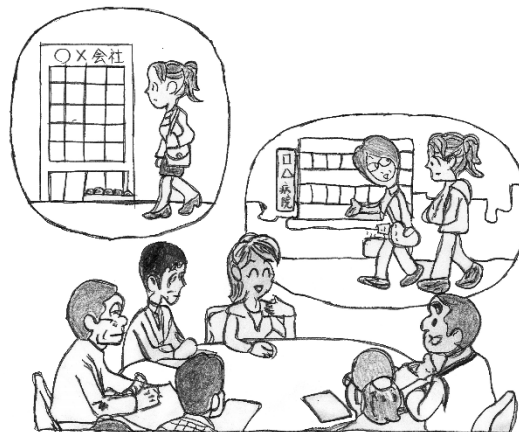
本市では、地域における障害者への支援体制に関するニーズ及び課題について情報を共有するため、関係機関の連携の緊密化を図ります。また、どの機関にこういった機能を置くかといった支援体制の整備のあり方について、本市の現状に応じて、基幹相談支援センターの役割等も含め自立支援協議会等の場で関係機関等の意見を伺いながら検討を行います。

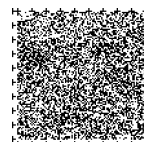


(4) 福祉施設から一般就労への移行

本市では、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、平成 32 年度末における一般就労移行者数等の成果目標と、就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着人数及び職場定着率の成果目標を以下のように設定します。

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	44人 (1.5倍増)	福祉施設から一般就労への移行実績を平成28年度実績の1.5倍以上とする。
就労移行支援事業の利用者数 (B)	101人 (2割増)	就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末時点から2割以上増加する。
就労移行率3割以上の事業所数 (C)	2か所 (5割)	就労移行支援事業利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
平成31年度末の職場定着人数 (D)	9人 (80%)	平成30年度に就労定着支援を利用開始した人のうち、1年後も職場定着している人を全体の80%以上とする。
平成32年度末の職場定着人数 (D)	11人 (80%)	平成31年度に就労定着支援を利用開始した人のうち、1年後も職場定着している人を全体の80%以上とする。





2. 障害福祉サービスの見込み量

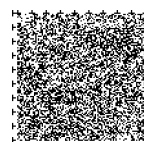
改正「障害者総合支援法」に基づく3年間の障害福祉サービスの見込み量は、以下の通りです。

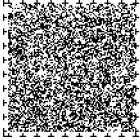
(1) 訪問系サービス

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	4,340 時間分/月 (310 人分/月)	4,410 時間分/月 (315 人分/月)	4,480 時間分/月 (320 人分/月)
重度訪問介護	300 時間分/月 (3 人分/月)	300 時間分/月 (3 人分/月)	300 時間分/月 (3 人分/月)
同行援護	675 時間分/月 (45 人分/月)	705 時間分/月 (47 人分/月)	735 時間分/月 (49 人分/月)
行動援護	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)
重度障害者等 包括支援	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)
合計	5,345 時間分/月 (359 人分/月)	5,445 時間分/月 (366 人分/月)	5,545 時間分/月 (373 人分/月)

(2) 日中活動系サービス

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	8,100 人日分/月 (450 人分/月)	8,190 人日分/月 (455 人分/月)	8,280 人日分/月 (460 人分/月)
自立訓練 (機能訓練)	60 人日分/月 (3 人分/月)	60 人日分/月 (3 人分/月)	80 人日分/月 (4 人分/月)
自立訓練 (生活訓練)	60 人日分/月 (3 人分/月)	60 人日分/月 (3 人分/月)	80 人日分/月 (4 人分/月)
就労移行支援	2,180 人日分/月 (109 人分/月)	2,620 人日分/月 (131 人分/月)	3,140 人日分/月 (157 人分/月)
就労継続支援 (A型)	660 人日分/月 (33 人分/月)	700 人日分/月 (35 人分/月)	740 人日分/月 (37 人分/月)
就労継続支援 (B型)	4,900 人日分/月 (245 人分/月)	5,100 人日分/月 (255 人分/月)	5,300 人日分/月 (265 人分/月)
就労定着支援	11 人分/月	13 人分/月	15 人分/月





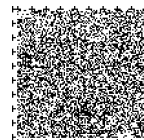
区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	19 人分/月	20 人分/月	21 人分/月
短期入所 (福祉型)	434 人日分/月 (62 人分/月)	455 人日分/月 (65 人分/月)	483 人日分/月 (69 人分/月)
短期入所 (医療型)	35 人日分/月 (5 人分/月)	35 人日分/月 (5 人分/月)	35 人日分/月 (5 人分/月)
短期入所計	469 人日分/月 (67 人分/月)	490 人日分/月 (70 人分/月)	518 人日分/月 (74 人分/月)

(3) 居住系サービス

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	2 人分/月	2 人分/月	2 人分/月
共同生活援助	170 人分/月	173 人分/月	176 人分/月
施設入所支援	144 人分/月	143 人分/月	142 人分/月

(4) 相談支援サービス

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	640 人分/年	663 人分/年	684 人分/年
地域移行支援	6 人分/年	6 人分/年	6 人分/年
地域定着支援	6 人分/年	6 人分/年	6 人分/年

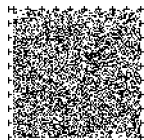


3. 地域生活支援事業の見込み量

改正「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業として本市が実施する事業・サービスの見込み量は、以下の通りです。

(1) 必須事業

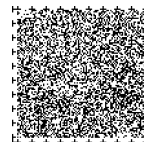
区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
○理解促進研修・啓発事業			
市民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業	6 回/年	6 回/年	6 回/年
○自発的活動支援事業			
自発的活動支援事業実施事業所数	3 か所	3 か所	3 か所
○相談支援事業			
相談支援事業実施事業所数	4 か所	4 か所	4 か所
○成年後見制度利用支援事業			
市長申立件数	5 件/年	5 件/年	5 件/年
後見人等の報酬助成件数	2 件/年	2 件/年	2 件/年
○成年後見制度法人後見支援事業			
法人後見実施団体数	2 団体	2 団体	2 団体
○意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者の派遣回数	400 回/年	430 回/年	460 回/年
手話通訳者設置事業の設置者数	1 人/日	1 人/日	1 人/日
○日常生活用具給付等事業			
給付件数	500 件/年	510 件/年	520 件/年
○手話牽仕員養成研修事業			
事業の実施回数	(検討)	(企画立案)	1 回/年



区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
○移動支援事業			
利用件数	3,550 件/年	3,600 件/年	3,650 件/年
○地域活動支援センター機能強化事業			
地域活動支援センター (Ⅰ型)	1 か所	1 か所	1 か所
地域活動支援センター (Ⅲ型)	9 か所	9 か所	9 か所

(2) 任意事業

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
○福祉ホーム			
利用者数	1 人/年	1 人/年	1 人/年
○訪問入浴サービス			
利用者数	21 人/年	21 人/年	21 人/年
○生活訓練等			
実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所
○日中一時支援事業			
利用件数 (延べ)	4,000 件/年	4,050 件/年	4,100 件/年
○巡回支援専門員整備			
利用回数	70 件/年	75 件/年	80 件/年
○社会参加促進事業			
レクリエーション活動等 支援 (ふれあい交流会)	3 回/年	3 回/年	3 回/年
レクリエーション活動等 支援 (スポーツ交流会)	1 回/年	1 回/年	1 回/年
点字・声の広報等の発行	24 回/年	24 回/年	24 回/年
○障害者虐待防止対策支援事業			
研修・ミニ勉強会等の 開催回数	6 回/年	6 回/年	6 回/年



障害児福祉計画にかかる成果目標及び見込み量

1. 障害児福祉計画における成果目標

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実

本市では、既に児童発達支援センターが2か所設置されており、また、これらの児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援のサービスも提供しています。今後についても、引き続き、児童発達支援センターを地域における障害児に対する支援の中核的な拠点として位置づけていきます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、既に重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が1か所設置されており、重症心身障害児に対する支援体制が整備されています。今後についても、本市と事業所との連携を強化し、重症心身障害児の支援の充実を図っていきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

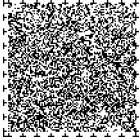
本市では、神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業等と連携を行い、小児等在宅医療推進事業を実施しています。今後、推進事業において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関が連携を図るための協議等を行います。

2. 障害児福祉サービスの見込み量

改正「児童福祉法」に基づく平成30年度から平成32年度の障害児福祉サービスの見込み量は、以下の通りです。

(1) 障害児通所給付サービス

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	2,100人日分/月 (210人分/月)	2,300人日分/月 (230人分/月)	2,500人日分/月 (250人分/月)
医療型 児童発達支援	0人日分/月 (0人分/月)	0人日分/月 (0人分/月)	0人日分/月 (0人分/月)
放課後等 デイサービス	2,485人日分/月 (355人分/月)	2,765人日分/月 (395人分/月)	3,045人日分/月 (435人分/月)
保育所等 訪問支援	10人日分/月 (5人分/月)	20人日分/月 (10人分/月)	30人日分/月 (15人分/月)



(2) 居宅訪問型児童発達支援

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型 児童発達支援	12 人日分/月 (3 人分/月)	12 人日分/月 (3 人分/月)	12 人日分/月 (3 人分/月)

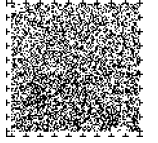
(3) 障害児相談支援

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	258 人分/年	267 人分/年	276 人分/年

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区 分	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整 するコーディネーターの配置人数	1 人/年





本計画の推進

1. 本計画の推進体制について

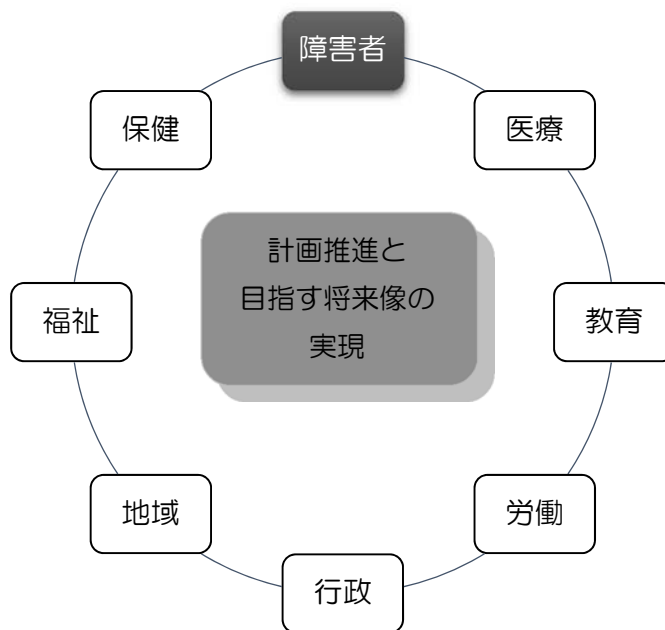
本計画の実現のためには、障害者本人やその家族、支援者、市民、本市を含めた行政等の関係者が本計画の中で掲げた目標を共有し、その達成に向けて連携することが重要になります。関係者が進捗状況を確認し、お互いに議論・検討した上で、工夫・改善を積み重ね、着実に実行する体制の整備が必要です。

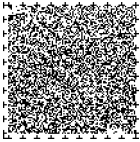
そのため、本市では、本計画を推進するとともに、その実施状況を評価する体制として、公募市民、学識経験者、障害者団体、福祉関係者、行政関係機関、自立支援協議会の代表者で構成される「推進委員会」を設置します。

また、庁内においては、関係課の課長級職員で構成される「推進調整会議」を設置し、障害分野に関係がある各課の連携を強化し、全庁的に本計画が推進されるよう、推進委員会と一体となって、進捗状況の課題、取り組み方針等について協議していきます。

なお、本計画の推進に当たっては、自立支援協議会や神奈川県との連携を図ります。

図表 4 多様な主体間の協働による計画の推進





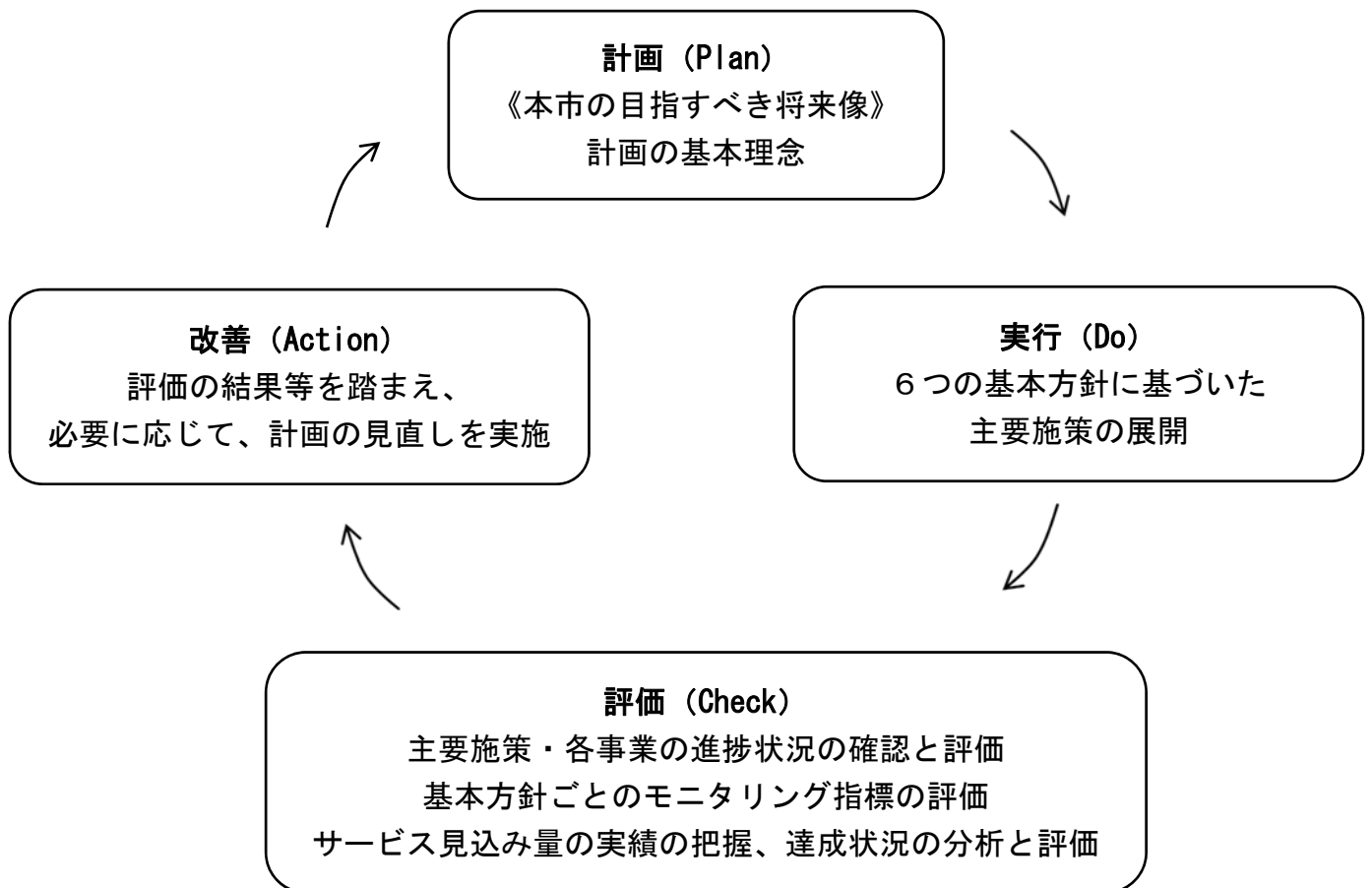
2. 本計画の進捗管理について

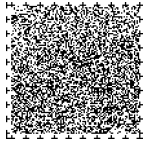
本計画については、各年度、進捗状況を管理し、その結果を推進調整会議で協議するとともに、推進委員会へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取り組みを確認します。

進捗状況の管理の過程においては、PDCA サイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行っていきます。

各施策や各事業についての管理を行うほか、施策の基本方針ごとに代表するモニタリング指標を設定し、分かりやすい進捗状況報告を行います。なお、年度ごとの事業の進捗状況は、本市ホームページで公表します。

図表 5 本計画の進捗を管理するためのプロセス





第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（概要版）

平成30年（2018年）3月発行 第1刷 500部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 福祉部障害福祉課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-82-5157

Eメール shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード

